



2025年 2月13日  
第143号

JR東労組   
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一  
編集 情宣 担当  
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

JR東労組本部は、2月12日に申12号・申13号を提出しました！

## 申12号 2025年度賃金引上げ等に関する申し入れ

1. 2025年4月1日以降のJR東労組組合員・社員の基本給を一律15,000円（定期昇給を含まない）引き上げること。
2. 2025年4月1日以降のエルダー組合員・社員の基本賃金を15,000円引き上げること。
3. 「労働条件に関する協約（令和6年10月1日締結）」第258条に基づき、定期昇給を実施し、その場合の昇給係数は「4」として定期昇給を完全実施すること。
4. 2021年4月1日に実施した、満55歳未満（当時）の組合員・社員に対する定期昇給のカット分を別途支給すること。
5. 退職手当の算出基礎となる「第二基本給制度」を凍結すること。
6. 「65歳定年制」を導入すること。
7. 回答については、2025年3月11日から14日までとすること。

### 【第二基本給とは】

昇給額の30%が毎年積み上げられていき、退職金の計算時に55歳時の基本給額から「第二基本給額」を差し引いた額に勤続年数に応じた支給率を乗じて計算する際に使用されるものです。

【計算式】 退職手当 = (基本給 - 第二基本給) × 勤続年数に応じた支給率

「第二基本給」が高ければ高いほど退職金が減額されることとなります。生涯賃金を増やすものではなく減らすものです。

### 【導入経緯】

国鉄は政治の介入等により、慢性的な赤字が続き国鉄民営化が決定しました。国鉄からJRが発足する際に、黒字で安定的な経営を目指すことが求められましたが、民営化したからと言って、黒字になるのか未知数でした。さらに、国鉄時代からの社員の大量退職により、退職金が経営を圧迫する懸念があったため、退職金の抑制を目指して「第二基本給」が導入されました。その制度が、現在にも引き継がれてきています。

第二基本給の導入目的からすれば、発足30年間で安定した経営は確保し、目的は達成しました。この間、JR東労組は第二基本給の凍結を求め続けています。第二基本給の存在を正しく理解して、在り方について議論が必要です。

## 申13号 2025年度夏季手当に関する申し入れ

1. 基準内賃金の**3.2ヶ月** とすること。
2. 支払いについては2025年6月27日までとすること。
3. 回答については、2025年3月11日から14日までとすること。

要求満額獲得に向けて職場から議論をつくり出そう！